

平成 19・05・08 関東産保第 8 号

平成 19 年 5 月 10 日

鉱業権者

各鉱山 殿

鉱業代理人

関東東北産業保安監督部長

坑廃水による鉱害防止について

平素より産業保安監督行政にご協力頂き厚くお礼申し上げます。

さて、平成 18 年 4 月 23 日（月）に当部管内の鉱山（東京都：石灰石）において別添のとおり坑廃水による鉱害が発生しました。

貴鉱山におかれましては以下の点についてご検討、見直し及び確認を行い同種鉱害の防止に万全を期して下さい。

1. 坑廃水処理施設の管理は万全ですか。未処理で排水される恐れはありませんか。
2. 排水管理マニュアル、緊急時対応マニュアルは作成されていますか。作業者に周知徹底されていますか。

関東東北産業保安監督部鉱害防止課

担当： 鉱害監督係 伊藤・櫻井

住所：〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階

電話：048（600）0447 [ダイヤルイン]

FAX：048（601）1314